

令和5年度 まちづくり懇談会

《次 第》

- 1 開 会
- 2 市長あいさつ
- 3 市からの情報提供
 - (1) 資料説明
 - ・総合庁舎建設について・・・・・・・・・・・・・・・・資料 1
 - ・芦別浄水場の更新について・・・・・・・・・・・・資料 2
 - ・地域公共交通計画について・・・・・・・・・・・・資料 3
 - ・都市計画マスタープラン（立地適正化計画を含む）について・・・資料 4
 - ・まちづくり基本条例について・・・・・・・・・・・・資料 5
 - (2) 動画視聴（5分程度）
 - ・一般国道452号の進捗状況について
 - (3) 資料提供
 - ・新型コロナウイルス感染症対応について・・・・・・・・資料 6
 - ・芦別130周年・市制施行70周年記念事業・・・・・・・・資料 7
 - ・中学校の統合について・・・・・・・・・・・・資料 8
 - ・市立芦別病院の診療体制について・・・・・・・・・・・・資料 9
- 4 市長との意見交換（市政全般）
- 5 その他
- 6 閉 会

※会議資料（資料1～資料9）

本日の「まちづくり懇談会」は、現在、芦別市が進める各種取組について説明させていただき、市民の皆さんと情報共有を図るとともに、市長との意見交換を行い、お集まりの皆さんから率直なご意見をいただき、今後の施策展開やまちづくりに反映するために開催するものです。

○荻原市長冒頭あいさつ

(5月15日(月)であえーる緑幸団地集会所にて)

改めまして、こんばんは。コロナもありまして3年ぶりの開催となります。

本日のまちづくり懇談会にあたりましては、大変お忙しい中ご参加いただきありがとうございます。

また日頃から市政の推進はもとより、まちづくりに関しまして格別なご理解ご協力をいただいていることにつきましても厚くお礼申し上げます。

さて、この3年半にわたったコロナ禍もようやく落ち着きが見えております。

今月も8日からは、ご案内のとおり感染症法上2類から季節性インフルエンザと同様の5類に移行となることから徐々に平時に戻りつつありますが、ウイルスそのものが無くなったわけではありませんので、引き続き感染に備えていく必要があるところです。

その一方で、懸念しております社会経済活動の再活性化について、市といたしましてもできる限りの対応をしていきたいと思っております。

その1つとしまして、今般食料品等の価格高騰に関しての国の臨時交付金を活用し、市民皆様への生活の応援と市内経済の下支えをするため、令和2年度さらには令和3年度に続き、3回目となります今回は、一人一万円相当の商品券を発行する事業を盛り込みました。一般会計補正予算につきましては、5月10日に開かれた臨時市議会で原案どおり可決となったことから、準備を進めさせていただいているところでございます。

本日の懇談会冒頭に司会者からご紹介をさせていただきましたが、新庁舎の建て替えを始めとしまして、老朽化が進む芦別浄水場の整備の課題につきまして、担当者からご説明をさせていただき、市政全般につきましても皆さんの忌憚のないご意見を賜りたいと思います。

依然といたしまして、少子高齢化や人口の減少が進む中ではありますが、今年には芦別開拓 130 周年、そして市制施行 70 周年の節目でもあることから、先人の方々が培った芦別の歴史、文化を継承するとともに、市民の皆さんが愛着と誇りを持ち安心して生活していただけるよう全力で取り組む決意でございます。

本日の懇談会は皆さまのご協力のもと、有意義なものとなりますよう、お願い申し上げます。本日はどうぞよろしくお願いたします。

1 基本構想の策定にあたって

芦別市総合庁舎は、昭和44年(1969年)に建設され、53年が経過し、建物や設備の老朽化が進んでいるほか、新耐震基準を満たしていないなど、構造的な安全性やバリアフリーの対応が不十分な建物です。

そのため、市民の利便性の向上、行政運営の効率化の観点から、第6次芦別市総合計画・芦別市都市計画マスタープランにおいても防災機能が充実した施設として老朽化した庁舎の整備について示してきました。

このことから、庁舎の建替えについて、令和元年度から芦別市総合庁舎建設基本構想の策定に着手し、令和元年12月から開催した「芦別市総合庁舎整備市民検討委員会」をはじめ、まちづくり懇談会、市民、芦別高校生徒へのアンケートにおけるご意見や提言を踏まえながら「芦別市総合庁舎建設基本構想」を策定しました。

2 新庁舎建設の基本方針

新庁舎は、市の将来像を示した第6次芦別市総合計画に掲げる「みんなで楽しく豊かで住みよい人と文化の輝くまち」の実現に向けて、「情報共有」と「市民参加と協働」という2本柱を基本としたまちづくりの拠点として、その役割が発揮できる様々な機能を集約した庁舎となるよう進めていく必要があります。

さらには、公共施設等総合管理計画や耐震改修促進計画など、各施策で定める計画及び方針との関係性のほか、現庁舎が抱える課題の解決、今後の行政需要に柔軟に対応した効率的な行政運営による市民の利便性・快適性の向上とともに、災害時の防災拠点としての機能強化の実現等を踏まえ、新庁舎建設の基本方針を次のように設定します。

- 1 市民サービスの向上を目指した機能性・効率性の高い庁舎
- 2 すべての市民に開かれた庁舎
- 3 防災拠点機能を備えた庁舎
- 4 市民に親しまれる庁舎
- 5 環境に配慮した庁舎



現在の芦別市総合庁舎

3 新庁舎の導入機能・性能

新庁舎の基本方針及び新庁舎の機能を実現するために、新庁舎が備えるべき機能や性能について整理します。
また、次世代の将来的負担の低減に配慮しながら、適正な事業規模において、最大の機能・性能が発揮される庁舎を目指します。
なお、人口減少やICTの進化、環境対策などの変化や市民ニーズを適切に捉え、適宜見直しを行いながら進めます。

■ 新庁舎の機能・性能

- 基本方針1 市民サービスの向上を目指した機能性・効率性の高い庁舎**
- 簡素で分かりやすい窓口の配置
市民の利用が多い窓口を1階にできるだけ集約し、フンストップサービス(書かない窓口)を目指すほか、プライバシーの確保や感染症対策に配慮した庁舎
 - 社会ニーズに柔軟に対応できる庁舎
市民ニーズの変化、地方分権の流れに伴う行政需要の変化など、将来の社会情勢の変化にも対応可能な柔軟性の高い庁舎
 - 高度情報化社会の進展に対応する庁舎
ネットワークや情報システムを活用して行政サービスの向上と行政事務の効率化を図り、将来の更なる情報化・セキュリティ問題等に十分対応できる庁舎
- 基本方針2 すべての市民に開かれた庁舎**
- ユニバーサルデザインを取り入れた庁舎
分かりやすいユニバーサルデザインを基本とする庁舎
 - 市民にやさしい庁舎
エレベーターの配置や段差を解消したバリアフリーの充実を図られた庁舎
 - 市民が主体的に関わり活動できる庁舎
多様な市民活動を支える機能が充実された庁舎
 - 講堂や委員会室も可能な限り多目的に利用できる庁舎
 - 憩い空間を整備された庁舎
気軽に利用できる休憩スペースを設けるなど、憩い空間を備えた開放感のある庁舎

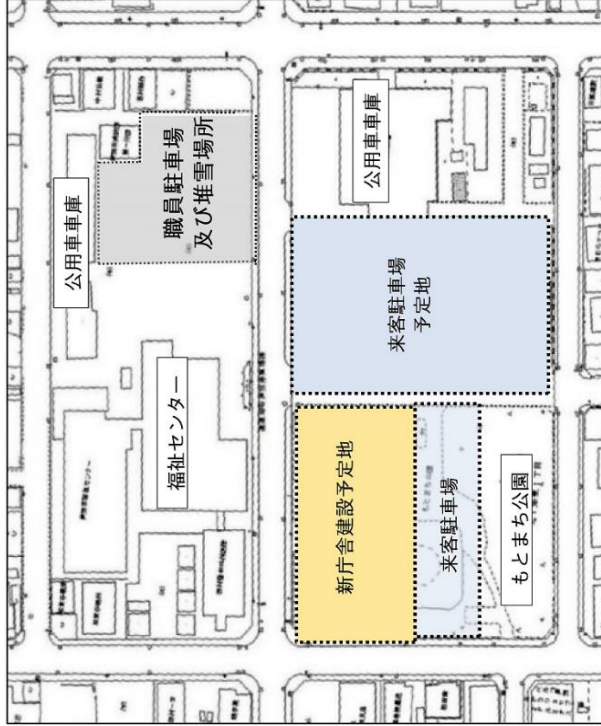
- 基本方針3 防災拠点機能を備えた庁舎**
- 市民の安全・安心な暮らしを守るための庁舎
災害に耐える構造・強度等が確保され、市民の安全・安心が守られる庁舎
 - 防災情報ネットワーク機能の充実
災害対策本部として情報発信を行うなど、地域防災拠点として速やかに対応できるようなネットワークや情報システムが整備された庁舎
- 基本方針4 市民に親しまれる庁舎**
- 市民に親しまれる庁舎
イベントスペースを設け、情報発信基地としての役割を持つ庁舎

- 基本方針5 環境に配慮した庁舎**
- 環境との共生に配慮した経済的な庁舎
環境への負荷を低減し、建物のライフサイクルを通じた費用の削減を図った庁舎
 - 環境にやさしい庁舎
省エネルギー対応の設備やエネルギー効率の高いシステムの導入、自然エネルギーを活用した庁舎
- 周辺環境と調和した庁舎**
- 周辺環境や景観への影響を考慮し、周辺の土地利用や建物と調和した構造や外観の庁舎

4

新庁舎の建設場所

■建設場所の敷地概要
 ○ 所在地：芦別市北1条東1丁目4番地
 ○ 敷地面積：4,495㎡のうち約3,000㎡（庁舎と駐車場）



5

新庁舎の規模

■新庁舎に必要な延べ床面積、敷地面積、敷地面積、駐車場の階数、駐車場の階数、想定される大きさを把握するため、令和5年1月時点での職員数を基に、庁舎建設の際一般的に用いられる国土交通省の基準により算出しました。

■新庁舎の想定延べ床面積
 4,800㎡～5,100㎡程度
 ■駐車場の想定面積
 約5,500㎡
 (200台・公用車職員駐車含む)

6

新庁舎建設に係る概算事業費及び財源

〔事業費内訳〕	
概算事業費	35億円
地方債対象	29億円
事業費内訳	地方債対象外 6億円
〔財源内訳〕	
概算事業費	35億円
財源内訳	緊急防災・減災事業債 (対象事業費×対象面積100%×充当率100%)
	2.9億円
	地方債(残対象事業費×充当率75%)
	12.53億円
	19.57億円
	庁舎建設基金

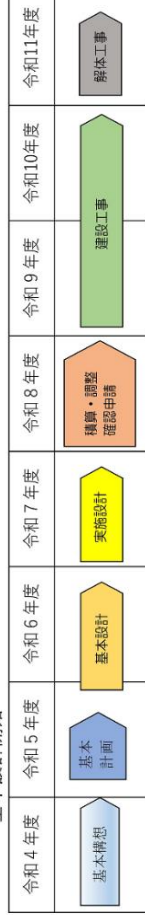
〔負担額内訳〕	
地方債元金・利子償還額	24.70億円
実質市負担額	22.42億円
負担額・交付税額内訳	交付税措置額 2.28億円

※緊急防災・減災事業債は、元利均等償還とし償還期間は30年(うち元金据置5年)。
 ※一般単独事業債は、元利均等償還とし償還期間は25年(うち元金据置3年)。
 ※地方債利子は2.22億円(借入利率0.675%)で試算。

7

事業スケジュール《5年度の予定》

- 5月 まちづくり懇談会、市民検討委員会
- 6月 基本計画策定状況報告(市議会・新総合庁舎特別委員会)
- 8月 基本計画住民説明会・パブリックコメント
- 基本計画・パブリックコメント報告(市議会・新総合庁舎特別委員会)
- 9月 基本設計補正予算の提出(9月議会)、基本設計プロポーザル準備
- 12月 基本設計プロポーザル公募開始
- 3月 基本設計プロポーザル審査・選定
- 基本設計開始



- ・基本計画は、基本構想に掲げた基本的な考え方にに基づき、在り方や具体的な施設機能規模、今後の設計や工事を進める上で基本的な整備方針を示すものです。
- ・基本設計は、決定された基本計画の条件やアイデアを形にして、イメージやコンセプトをわかりやすく表現したり、具体的な間取りや外観・構造・外部デザインなど基本となる設計図を作成するものです。
- ・実施設計は、実際に施工するための詳細な設計図を作成し、工事に必要な費用を算出するものです。

市民の皆様との意見交換の場として、基本計画策定時に市民説明会やパブリックコメントを行う予定です。
 ・5月～ まちづくり懇談会等住民説明会 ・8月 基本計画住民説明会・パブリックコメント
 今後、事業費コストの削減に向けた事業手法について、また、本事業は本市において重要な公共事業の一つであることから、地域経済の活性化に繋がるよう具体的な検討を進めます。

芦別浄水場更新基本計画 概要 要 版 (令和5年3月見直し)



【芦別浄水場更新イメージ】

【芦別浄水場の更新及び規模、西芦別浄水場の休止の検討結果（20年間でかかる費用）】

検討案	①	②	③
概要	最短期間で西芦別浄水場を更新し、同時に西芦別浄水場の運転を休止する。	建築物の法定耐用年数50年の1.2倍(60年)で芦別浄水場を更新し、同時に西芦別浄水場の運転を休止する。	西芦別浄水場の取水施設の法定耐用年数(40年)で芦別浄水場を更新し同時に西芦別浄水場の運転を休止する。
西芦別浄水場更新年	令和11年	令和18年	令和21年
西芦別浄水場休止年	令和11年	令和18年	令和21年
新浄水場施設規模	4,700㎡/日	3,400㎡/日	3,000㎡/日
更新浄水場	56億4千万円	56億3千万円	55億7千万円
新既存機器	9億1千万円	18億8千万円	18億8千万円
費計	65億5千万円	75億1千万円	74億5千万円
維持管理費	16億6千万円	16億7千万円	16億7千万円
合計	82億1千万円	91億8千万円	91億2千万円
経済性	○	△	△
維持管理の容易性	○	△	△
総合評価	◎	△	△

4 建設位置



新浄水場の建設位置は、防火の観点（浸水等）、取水口までの距離、敷地面積、事業費を含む経済性など様々な観点から検討しました。
その結果、「芦別市防災（ハザードマップ）」の警戒区域外で、かつ浸水を防ぐため、野花南ダムの計画高水位以上であり、取水口までの配管が経済的である**上芦別公園に隣接した市有地**が最も優位となりました。
なお、取水口は常に流れが安定し、堆砂の少なく水深も深い上芦別公園内に更新します。

5 事業スケジュール

整備内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
基本計画	↑								
基本設計		↑							
実施設計			↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑
工事				↑	↑	↑	↑	↑	↑
各種手続き				↑	↑	↑	↑	↑	↑

※ 基本設計・・・浄水場の構造や機器の配置、備えるべき機能や設備、内外のデザイン等を取りまとめ、新浄水場の全体像を決定しました。（令和4年度実施済み）
実施設計・・・基本設計に基づき、工事施工を考慮したつる、デザインと技術面の画面にわたって詳細な図面を作成し、工事に必要な費用を算出します。
各種手続・・・事業認可変更（厚生労働省に浄水場更新に係る審査を受けます。）
水利権変更（国土交通省に空知川の流水使用について審査を受けます。）

1 経緯と目的

芦別浄水場は、昭和51年に建設され、47年が経過しており、法定耐用年数には至っていませんが、老朽化が著しい状態にあり、耐震構造にもなっていない。さらに、送水ポンプ等の機器は法定耐用年数を大幅に経過していることから、今後、大きな更新費用がかかることが想定されます。このため、浄水場は機器を含めた一体的な更新計画が必要となり、令和3年11月に『芦別浄水場更新基本計画』を策定し、この計画に基づき令和4年度に『芦別浄水場更新基本設計』を実施しました。

2 浄水場更新の必要性と更新方法

芦別浄水場は老朽化が進み、機器等の経過年数も大きいことから、これまでのような部分的な修繕や部品の交換では**将来にわたり安定した運転を継続することが困難な状況**になっています。
また、耐震性能の不足、空知川の濁度上昇や停電等の非常時に対応する能力などの問題も抱えており、これらの問題に対して、今後の給水人口減少を見据え、事業費の縮減も考慮しながら、**浄水場を更新することが必要**です。
浄水場の更新方式については、技術的可能性や近隣市との共同化などを検証するため、①単独更新方式、②耐震延命方式、③広域供給方式、④共同化方式の4案を検討した結果、①の**芦別市単独で更新**することが経済性、維持管理の容易性で優位となりました。

3 更新年度と施設規模

芦別浄水場の更新時期及び規模について、今後20年間の事業費を検討した結果、基本計画では**令和9年度に芦別浄水場を更新**し給水区域を全て受け持ち、西芦別浄水場を休止することが**経済性、維持管理の容易性で最も優位**となりましたが、令和4年度に実施した基本設計において、関係機関との調整や社会情勢の変化による影響により**令和11年度に芦別浄水場を更新**することとして見直しを行いました。

【検討の条件】

- ① 現取水口は老朽化が著しいため、全ての案で更新します。
- ② 新浄水場の施設規模は、各検討案の浄水場更新年度に必要な給水量により設定しています。
- ③ 西芦別浄水場は休止時期が早ければ、管理が集約されることから、管理容易性が優位となります。
- ④ 西芦別浄水場の休止後は、西芦別増圧ポンプを活用し、西芦別・野城地区に給水します。
- ⑤ 維持管理費には、現・新芦別浄水場、西芦別浄水場、西芦別増圧ポンプが含まれます。

現浄水場の問題点

施設・建物本体、機器等の老朽化

- 建設から47年が経過しており、コンクリートのひび割れや剥離など老朽化が著しい状況です。



【コンクリートのひび割れ】

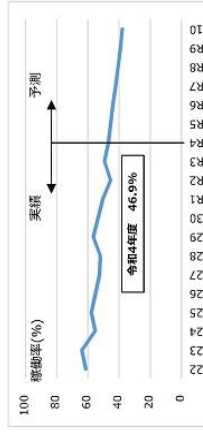
- 耐用年数15年を経過した機器が多く、今後の更新費用が多額になることが想定されます。



【予備動力ポンプ(50年経過)】

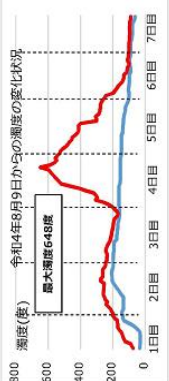
稼働率の低下

- 現在、処理能力の約50%の稼働率となっており、施設の過大性による維持管理性の低下が問題となっています。



原水濁度変化への対応

- 水源である空知川は、近年、豪雨等に伴う原水濁度の上昇が発生しており、長時間続く傾向があります。



※濁度とは、水の濁りの程度を表したものです。
※濁度100を高濁度の目安としています。

耐震性能の不足

- 震度6以上の地震に対して耐震性が低いとの判断となりました。

更新基本方針

1) 安全な水を供給できる浄水場

- ① 将来の人口減に伴う水需要の減少を見据え、安全な水を継続して供給するため、適切な更新方法と施設規模を採用します。
- ② 空知川の水质など様々な変化に対応できる適切な浄水処理方式とします。

2) 災害等に強い浄水場

- ① 耐震基準を満たす、地震に強い浄水場を構築します。
- ② 長時間停電が起きる場合を想定した対策を講じます。
- ③ 不法侵入やサイバーテロを未然に防ぐ対策を講じます。

3) 環境と人にやさしい浄水場

- ① 周辺環境に配慮したデザインの水場とします。
- ② 環境負荷の低減を図ります。
- ③ 子どもや高齢者も安全で快適に社会見学ができる市民に開かれた浄水場とします。

更新基本計画

全面更新

- 芦別浄水場の更新を令和9年度から令和11年度に見直しします。

- 浄水処理方式：膜ろ過方式
- 現在の「急速ろ過方式」より概算コスト、水質管理、維持管理性等で優位とされた膜ろ過方式とします。
- ケーシング収納型無機膜



【参考 膜ろ過方式の施設】

施設規模：4,700m³/日

- 将来の給水人口に合わせた最適な施設規模にします。

停電対応機能の強化

- 非常時の停電等に備えて、自家用発電装置を設置します。



【参考 自家用発電装置 (西戸別浄水場)】

施設の耐震化

- 現行の耐震基準を満たす構造とします。

不法侵入やサイバーテロ対応機能の強化

- 不法侵入やサイバーテロに対しての対策を強化します。

Web監視装置の導入

- 遠隔制御できる装置の導入を検討します。

環境負荷の低減

- 省エネルギー等の設備機器の導入を検討します。

周辺環境と調和したデザインの採用

- 周辺環境や公園利用者に配慮した浄水場とします。

参考 空知管内9市との水道料金比較 (令和5年4月現在)

名称	基本料金		超過料金 (1m ³ につき)	例 (15m ³ /月使用)	芦別市との 比較
	水量	料金			
芦別市	8m ³ まで	1,518円	253円	3,289円	—
岩見沢市	7m ³ まで	1,243円	238円	3,147円	95.7%
滝川市・砂川市・歌志内市	7m ³ まで	1,576円	255円	3,616円	109.9%
美幌市	5m ³ まで	1,144円	272円	3,861円	117.4%
赤平市	8m ³ まで	1,865円	288円	3,881円	118.0%
深川市	8m ³ まで	2,046円	275円	3,971円	120.7%
三笠市	8m ³ まで	2,069円	305円	4,204円	127.8%
夕張市	10m ³ まで	3,096円	387円	5,031円	153.0%

(税込)

6 水道料金への影響

近年の社会情勢の変化により資材、燃料の高騰による影響や人口減少による給水収益の減少など、水道事業の経営環境は大変厳しい状況にあります。今後、更に増加する老朽化施設の更新など多額の費用を要する事業を抱えていることや、水需要の低下に伴い給水収益の減少が見込まれることから、**早期の料金改定は避けられない見直しでありまして、さらなる経営基盤改善の取組みを行い料金改定率の抑制に努めます。**

(前回料金改定年度 平成17年度)

【経営基盤改善の取組み】

- ① 水道管の更新は区域の限定や管径の見直し等による事業費の圧縮を行います。
- ② 国庫補助金を活用した事業を検討します。
- ③ 安定した事業経営の確保を行うため、適正な料金体系を検討します。
- ④ 維持管理の民間委託など様々な手法の導入を検討します。
- ⑤ 薬品購入など広域連携による経費の削減を検討します。

なお、今後の具体的な料金改定の考え方は、今年度内を目途に改めてお示しいたします。

お問合せ先

芦別市上下水道課

TEL (0124) 27-7583

E-mail jshisetsu@city.ashibetsu.hokkaido.jp

芦別市地域公共交通計画 【ダイジェスト版】

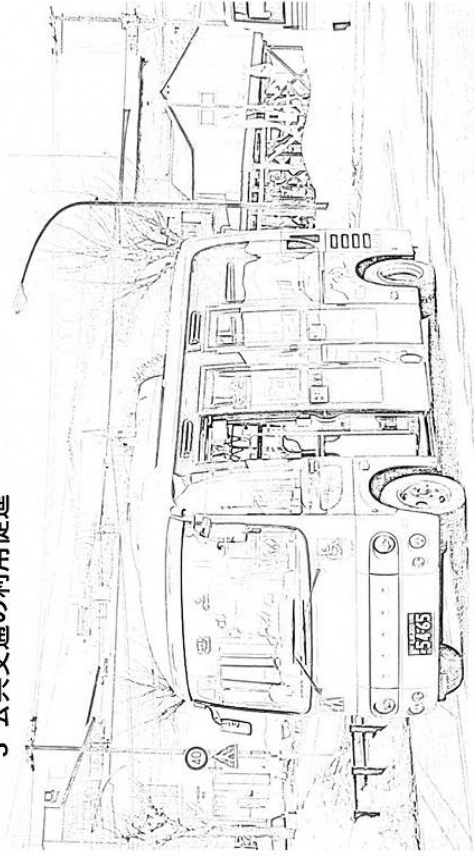
《計画期間：令和5年度～令和14年度》

【公共交通の将来像】

『地域の輸送資源を総動員した
持続可能な公共交通の実現』

【基本方針】

- 1 利用者との協働による移動手段の確保
- 2 公共交通を維持する仕組みの構築
- 3 公共交通の利用促進



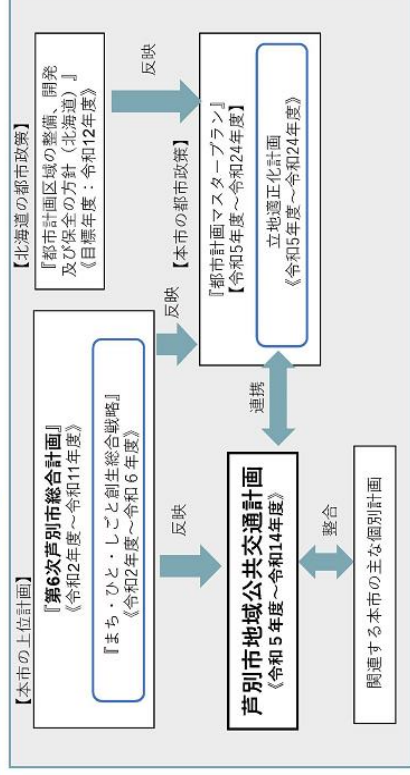
芦別市地域公共交通会議

計画概要

資料 3

公共交通における「移動」は、地域の暮らしと産業を支え、豊かで暮らしやすい地域づくりや、個性・活力のある地域の振興を図る上で欠かせない手段の一つです。しかしながら、近年の人口減少の本格化、高齢者の運転免許の返納の増加、運転手不足の深刻化、公共交通を確保・維持するための公的負担の増加等により、公共交通の維持は容易でない状況となってきています。このことから、地域住民の足となる公共交通について、本市における課題や問題点などの実情を把握しながら、持続可能な移動手段の確保を実現していくため「芦別市地域公共交通計画」を策定します。

公共交通計画の位置付け



基本方針1 利用者との協働による移動手段の確保

豊かで住みよいまちを形成するに当たり、誰でも移動手段を有することは当然の条件となります。中には「運転免許証は保有しているが自動車を所有していない」、「運転免許証を返納したため自動車を所有していない」、「もともと運転免許証を保有していない」等の理由により、移動手段の確保が困難な方がいることも現状です。そのため、移動手段となるJRやバス等の従来の公共交通で市全域をカバーできれば良いのですが、利用者の減少による減便や運転手不足などの課題から十分に整備できない状況にあるほか、個別ニーズの多様化や財政状況により、それらの対応は難しくなっています。このような現状であっても、市民、事業者及び行政が一体となり、協働により公共交通を確保することができるよう「利用者との協働による移動手段の確保」を進めていきます。

実施方針1 交通不便地域への対応

- 1-1 自家用有償旅客運送導入に向けた取組
- 1-2 タクシー事業者への補助制度の整備

実施方針2 高齢者等交通弱者のケア

- 2-1 高齢ドライバーによる事故防止への取組
- 2-2 保健・福祉分野間との連携

基本方針2 公共交通を維持する仕組みの構築

地域内の公共交通機関は、整備されて当然と認識されていますが、公共交通環境の維持については、人口減による利用者数の減少で事業収入が見込めないほか、運行の非効率化などから、財政的にも困難となっています。

本市の将来人口は、令和22年に6,559人になると推計されており、今後の公共交通機関の利用者数は、ECサイトや在宅ワークの普及により、人の移動に対する考え方に変化が生じていることから、コロナ禍前の状況に戻ることは難しいものと考えられます。

そのため、この状況を踏まえながら、市民にとって利用しやすい移動手段を確保していくためにも、「公共交通を維持する仕組みの構築」を進めていきます。

実施方針3 交通需要の変化への対応

3-1 路線バスのルート・バス停・ダイヤ・運賃等の改正

4-1 芦別～旭川間の交通環境の改善
(デマンド型タクシー)

3-2 居住誘導区域内における公共交通網の整備

4-2 各種公共交通機関との連携強化
(JR根室線、高速バス、地域間バス)

3-3 デマンド交通の導入に向けた取組

3-4 多様な輸送手段による連携
(路線バス、タクシー、スクールバス等)

実施方針4 近隣自治体との連携

芦別市地域公共交通計画 基本方針・実施方針

芦別市地域公共交通計画 評価方法・評価方法

評価指標

【基本方針1】利用者との協働による移動手段の確保

実施方針	評価指標	現状値	目標値
1 交通不便地域への対応	① 自家用有償旅客運送の導入地区数(累計)	0 地区	1地区
2 高齢者等交通弱者のケア	② 運転免許証の自主返納者数(単年)	56人	49人

【基本方針2】公共交通を維持する仕組みの構築

実施方針	評価指標	現状値	目標値
3 交通需要の変化への対応	③ キラキラバスの利用者数(単年)	61,771人	45,895人
4 近隣自治体との連携	④ 地域間バス(滝戸線)におけるバス停「芦別駅前」の1便当たり平均乗車人数(単年)	62人	46人

【基本方針3】公共交通の利用促進

実施方針	評価指標	現状値	目標値
5 ソフト事業の実施	⑤ 「広報あしべつ」などへの掲載記事数(単年)	1件	2件

評価方法

本計画を効果的に実施し着実に成果を求めていくため、「芦別市地域公共交通会議」において、計画で示した設定目標に対する進捗状況を継続的に確認・評価していきます。進捗状況の定期的な確認・評価は、マネジメントの基本的なサイクルであるPDCAサイクル【計画(Plan)→実行(Do)→点検・評価(Check)→改善(Action)】に基づき行います。

芦別市地域公共交通計画 基本方針・実施方針

芦別市地域公共交通計画 評価方法・評価方法

芦別市地域公共交通計画 基本方針・実施方針

芦別市地域公共交通計画 基本方針・実施方針

基本方針3 公共交通の利用促進

公共交通を維持し移動手段として定着させていくためには、利用者を増やす必要があり、利用者数の増加により事業者の運営費用が確保できることから、充実した交通サービスが提供できます。

また、環境面ではCO₂の削減、健康面では外出機会の創出による運動不足の解消など、移動手段を公共交通機関に転換することによるメリットも考えられます。

しかしながら、自動車を使用して移動できる年齢や環境にあるかたにおいては、公共交通機関を利用する機会がほとんど無いことも現実です。

このことから公共交通機関を利用する機会を創出し、移動手段の利便性を実感していただくため、「公共交通の利用促進」に向けた環境の整備を進めていきます。

実施方針5 ソフト事業の実施

5-1 公共交通関連記事の広報誌等による周知

5-2 地域・企業・学校等と連携したモビリティ・マネジメント

5-3 利便性の向上に向けた取組



芦別市地域公共交通計画

編集・発行/北海道芦別市
住所：〒075-8711 北海道芦別市北1条東1丁目3番地
TEL：0124-22-2111
FAX：0124-22-9696

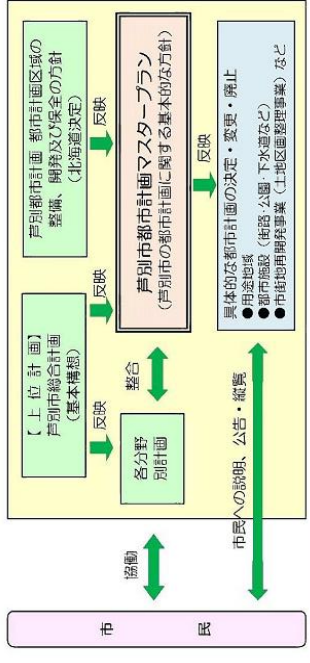
芦別市都市計画マスタープラン

< 概要版 >

計画期間：令和5年度～令和24年度

- 【将来都市像】**
みんなで築く 豊かで住みよい 人と文化の輝くまち
- 【まちづくりの目標】**
- 豊かな自然の保全と活用を目指します。
 - 都市の記憶の継承と展開を目指します。
 - 芦別のイメージ強化を目指します。
 - 市民が安心して住み続けられる利便性の高い住環境づくりを目指します。

都市計画マスタープランの目的と役割

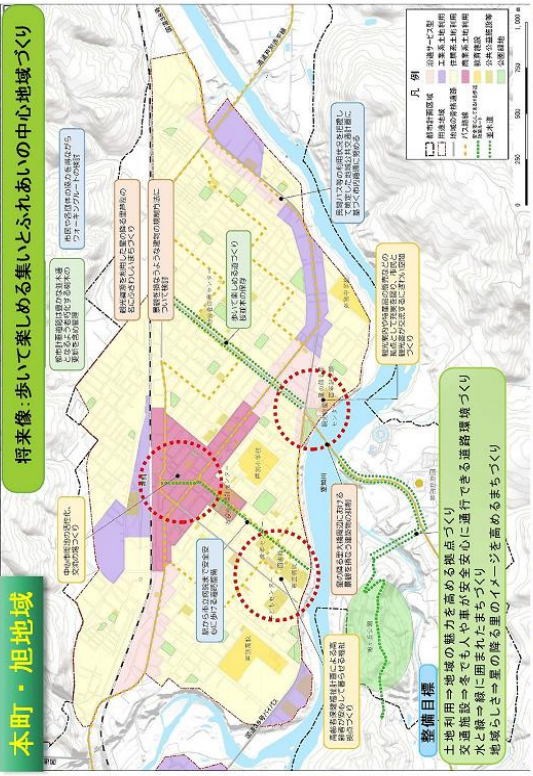


「芦別市都市計画マスタープラン」は、都市計画法第18条の2に規定する市町村の都市計画に関する基本的な方針であり、市町村が創意工夫のもとに市民の意見を反映させて、都市づくりの将来方向や地域別の都市計画の方針を総合的に定める計画として、都市計画区域を有する市町村で策定が義務付けられた計画です。

都市計画マスタープラン見直しの背景

我が国の社会経済環境は大きく変わりつつあります。少子高齢化、国際化、高度情報化が著しく進展し、地球環境保全意識が高まり、物の豊かさから心の豊かさ、癒しが求められる時代となっています。

都市計画においては、令和元年には北海道が定める「区域マスの見直しと、令和2年には上位計画である「芦別市総合計画」の改定が行われたところです。現在の「芦別市都市計画マスタープラン」は令和5年を目標に取り組んできたところですが、新たに概ね20年後の令和24年を目標として、上位計画との整合性を図るための見直しが必要となりました。



芦別市都市計画マスタープラン 地域別構想・整備方針



芦別市都市計画マスタープラン 地域別構想・整備方針

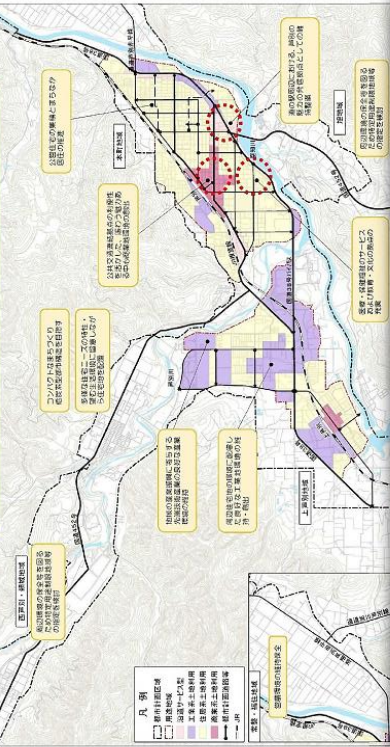
本町・旭地域
将来像：歩いて楽しいとふれあいの中心地域づくり

上芦別地域
将来像：地域産業の振興と動きやすい地域づくり

西芦別・瀬城地域
将来像：歴史を大切にしながら安らぎあふれる地域づくり

土地利用の方針

- 住居系用途地域の拡大を行わない市街地の開発を基本とします。
- 市街地内の発展を図ります。(1) 新たな居住の推進、(2) 中心商店街と郊外の共存、(3) テーマ性の高い工業団地形成。
- 市街地外の白地地域は原則健全とします。



交通施設整備の方針

- 市街地の骨格となる都市計画道路網の形成を図ります。
- 歩いて楽しい、歩いて健康になる道路空間(緑道)づくりを進めます。
- 市民がそれぞれ安心して住み続けられる、公共交通機関の充実を図ります。

水と緑の整備方針

- 人口減少と少子高齢化における住民ニーズに応じた公園の再整備を進めます。
- 豊かな自然とふれあわせられる街並みづくりを進めます。
- つながり(ネットワーク)を大切にした緑空間(緑道)づくりを進めます。
- 地味の人々による豊かな緑空間の維持・管理・創出を目指します。

その他の都市施設等の整備方針

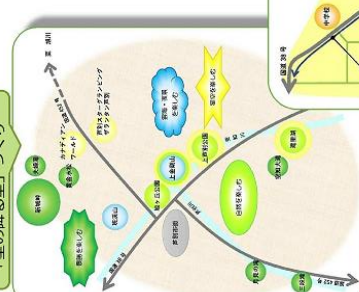
- 下水道・供用閉鎖区域内における水質汚濁の改善及び下水道施設の効率的な維持管理と寿命延長を図るための計画的な更新事業を進めます。
- ごみ処理施設: 本市のごみ処理は、平成16年4月から、生ごみ、一般ごみ、粗大ごみ、資源ごみ(缶、びん、ペットボトル、プラスチック製容器包装、紙製容器包装、紙ハック、古紙類)の4分別10種類によるごみ処理手続料の全面的な有料化を実施し、ごみの減量化とリサイクルを推進しています。
- 卸売市場: 卸売市場を取りまく環境は、市内人口の減少、小売・商店の廃業や回地の必要措置を考慮しながら面積の更替を検討し、有効な土地利用を図っていきます。

都市防災に関する基本方針

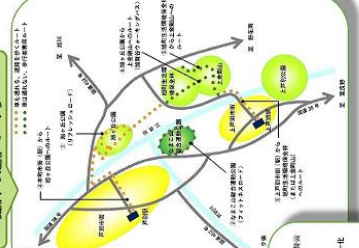
- 防災対策の充実に努めます。
- 防災を備えさせます。
- 公共施設の耐震化を進めます。
- 災害の危険性のある地区の市街地を抑制します。

まちづくりの基本方針

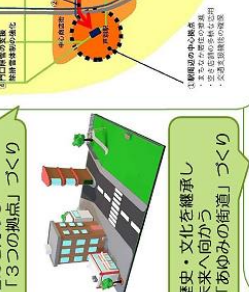
自然を活用した「星の降る里」づくり



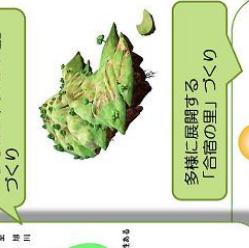
身近な自然を楽しむ「健脚の道」づくり



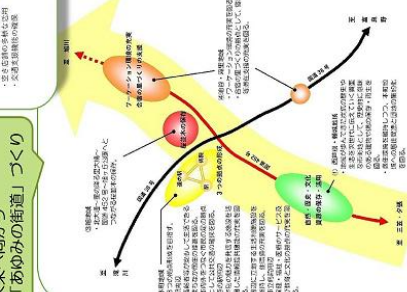
まちなかの魅力を高める「3つの拠点」づくり



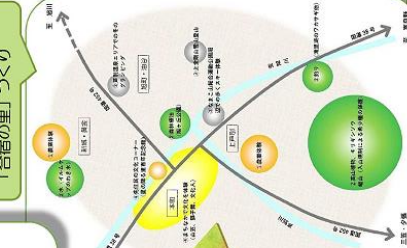
まちなかを歩きだす「つながり、安心の道」づくり



歴史・文化を継承し未来へ向かう「あゆみの街道」づくり



多様に展開する「合宿の里」づくり



誘導施設の設定

誘導施設とは、都市機能誘導区域ごとに立地を誘導し、居住者の共同の福祉や利便性の向上が図れる、行政、教育、文化、医療、福祉、商業などの都市機能増進施設です。

設定された都市機能誘導区域内には、対象となる誘導施設が立地しており、地区の生活利便性を確保するために維持し続けることが求められる施設については、都市機能誘導区域外への立地の抑制を図るために設定します。

都市機能	都市機能増進施設（誘導施設）	誘導方針で位置付けた施設
介護福祉機能	<ul style="list-style-type: none"> 総合福祉センター 入所施設、通所施設、訪問施設 	○
医療機能	<ul style="list-style-type: none"> 病院・診療所 	○
子育て機能	<ul style="list-style-type: none"> 子育て支援センター、幼・保・学重施設 小・中学校 	○
行政機能	<ul style="list-style-type: none"> 市役所 	○
商業機能	<ul style="list-style-type: none"> スーパー（食品）、スーパー（専門） コンビニエンスストア 	○
スポーツ・レクリエーション機能	<ul style="list-style-type: none"> なまこ山総合体育館 勤労者体育センター、青年センター 	○
教育・文化機能	<ul style="list-style-type: none"> 市民会館、図書館、百年記念館 高校 	○
交通運送拠点機能	<ul style="list-style-type: none"> JR駅舎 	○

誘導施策

居住・都市機能を誘導するにあたり、本市の既存施策の活用のほか、ハード・ソフトの両面から総合的に検討し、各種施策に取り組みます。

居住に関する誘導施策	都市機能誘導区域における誘導施策
<ul style="list-style-type: none"> 市営住宅等の集約化と長寿命化 空き地・空き家の有効活用 公共交通の確保 低未利用地の適正管理と有効活用 良質な住環境と地域コミュニティの形成 	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設の集約と更新による複合化 芦別駅周辺及びひ道の駅周辺の拠点形成 近隣都市の都市機能との連携 国等の支援策を活用した機能誘導

評価指標の設定と評価方法

施策効果の観点から評価指標は3項目とします。

評価指標	現在値		中間目標値		目標値	
	令和4年	令和14年	令和14年	令和24年	令和24年	令和24年
居住誘導区域の人口密度	14.8人/ha	14.8人/ha	14.8人/ha	14.8人/ha	14.8人/ha	14.8人/ha
居住誘導区域内における公営住宅の入居割合	66.4%	73.2%	80%	80%	80%	80%
都市機能数	8機能	8機能	8機能	8機能	8機能	8機能

○評価方法

本計画は、20年後を見据えた計画ですが、PDCAサイクルの考え方に基づき、概ね5年毎に施策・事業の実施状況について調査、分析及び評価を行い、進捗状況や妥当性を精査、検討を行います。

芦別市立地適正化計画 概要版

計画期間：令和5年度～令和24年度

計画策定の必要性

本市における今後のまちづくりは、人口減少と高齢化が進む中、高齢者や子育て世代にとって、安心して暮らせる健康で快適な生活環境の実現や、財政面においても持続可能な都市経営を可能とすることが大きな課題となります。

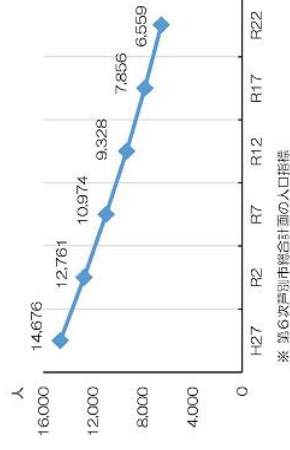
このような中、医療・福祉施設、商業施設や住宅等がまとまって立地し、公共交通により暮らし生活利便施設等にアクセスできるなど、公共交通と連携した「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の考えで対策を図るものとして、行政と住民が一体となったコンパクトなまちづくりを促進する立地適正化計画制度が創設されました。

このような状況を踏まえ、都市計画マスタープランに定めた都市像を実現するため、特にコンパクトなまちづくりに関する部分について具体的な取り組みを示す「芦別市立地適正化計画」を策定します。

本市の現状と課題

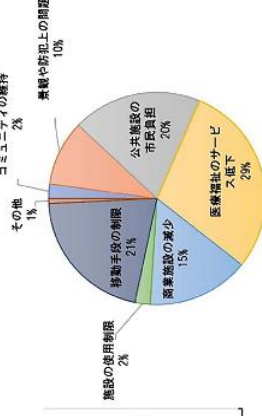
人口	<ul style="list-style-type: none"> 大幅な人口の減少と少子高齢化 地域産業の担い手や後継者不足
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> 良好な土地利用の形成 空き家の増加から有効活用に向けた対策
都市交通	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者等に利便性の良い移動手段の確保 各拠点を結び公共交通の運行
都市機能	<ul style="list-style-type: none"> 生活利便施設による生活サービスの提供 公共施設の合理化や適切な施設の集約・統合と維持
防災	<ul style="list-style-type: none"> 近年の多様化する災害への対応と避難路や場所の確保 安全安心な生活基盤の実現に向けたコンパクトな居住地域の形成
財政	<ul style="list-style-type: none"> 地域経済の低迷や人口減少に伴う歳入の減少 限られた財源の有効活用による持続可能な財政運営

【将来の人口推計】



※ 第6次芦別市都市計画の人口指標

【今後生活する上での不安】



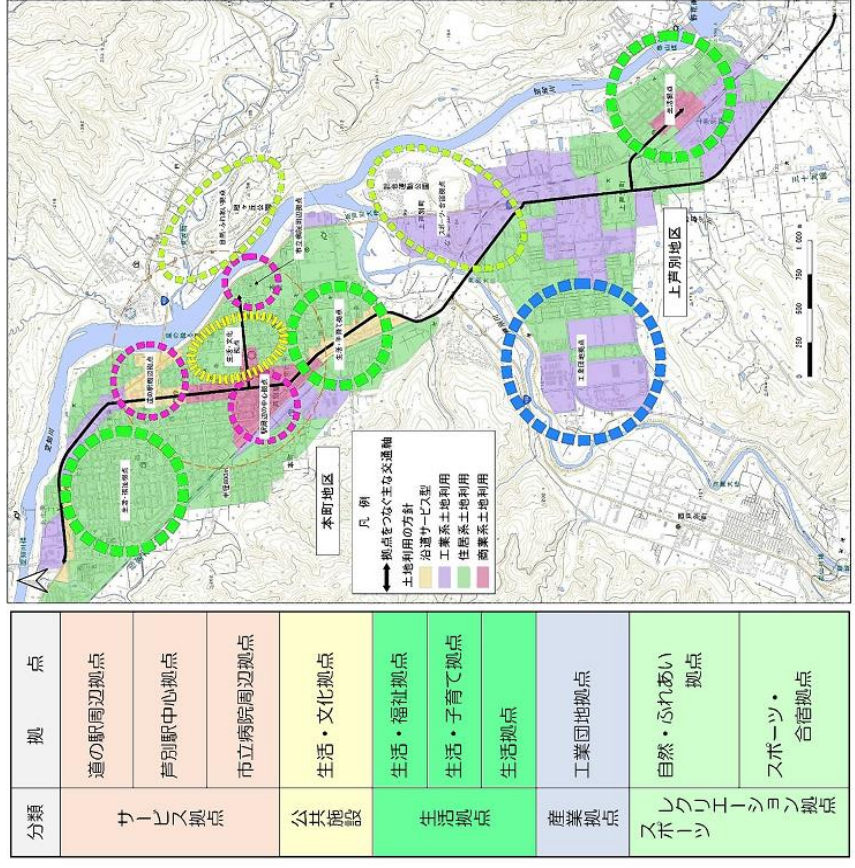
立地適正化に関する基本的な方針

【 都市計画マスタープランの将来都市像 】
 みんなで築く豊かで住みよい 人と文化の輝くまち

【 計画の基本コンセプト 】
 既存ストックを有効活用したコンパクトな住環境づくり

【 誘導方針 】
 ・既存都市機能を有効活用した拠点づくり
 ・安全・安心に暮らせる住環境づくり

本市の目指す将来の都市構造として、主要な拠点を以下に示します。



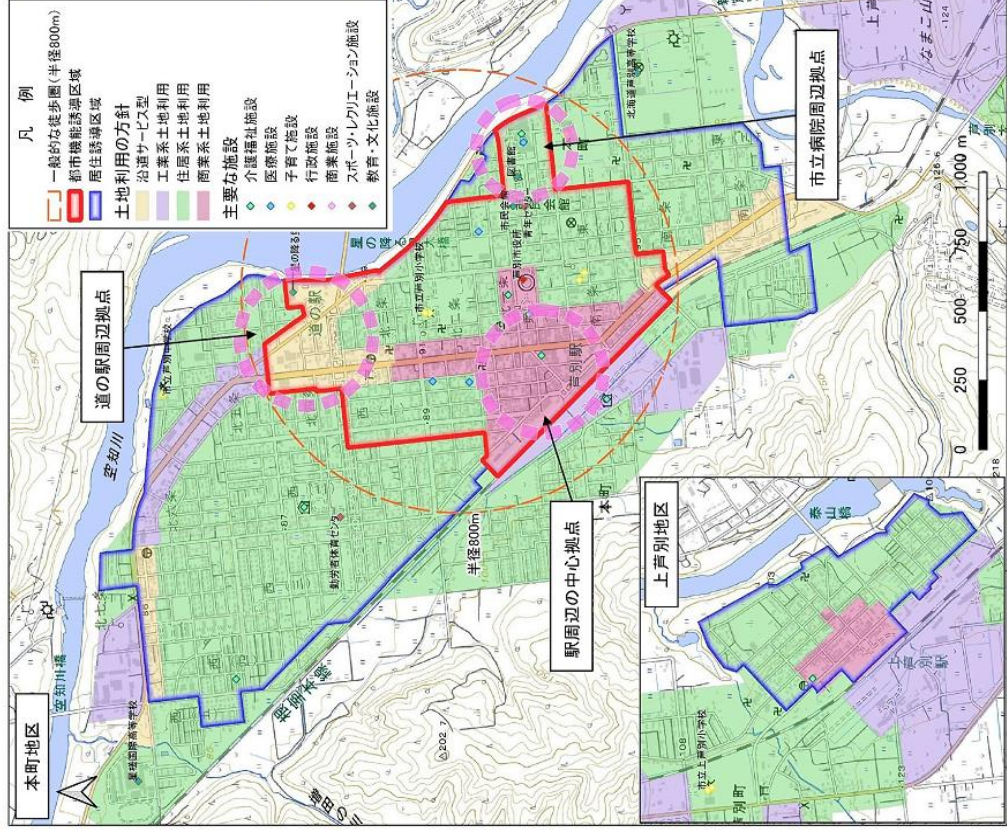
分類	拠点
コア拠点	道の駅周辺拠点 戸別駅中心拠点 市立病院周辺拠点
公施設	生活・文化拠点
生活拠点	生活・福祉拠点 生活・子育て拠点 生活拠点
産業拠点	工業団地拠点
スポーツ	自然・ふれあい拠点 スポーツ・合宿拠点

居住誘導区域と都市機能誘導区域の設定

居住誘導区域 本町地区 264ha 上戸別地区 35ha
都市機能誘導区域 100ha

人口減少のなかでも一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるように居住を誘導すべき区域であり、人口や土地利用、交通や財政、災害リスクの現状及び将来の見通しを勘案したうえで、都市経営が効果的に行われるよう設定します。

日常生活に必要な医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、居住誘導区域への各種サービスの効率的な提供を図る区域として、原則居住誘導区域内に設定します。



まちづくり基本条例の見直しについて

「情報共有」と「市民参加と協働」による自主・自立を進めるまちづくり

芦別市では、平成20年10月から「芦別市まちづくり基本条例」を施行し、まちづくりを進めるうえでの基本的なルールを定め、市民・議会・市の協働によるまちづくりを目指しています。市民一人ひとりがまちづくりの主役となって、それぞれの役割を分担したうえで、「情報共有」と「市民参加と協働」という2つの柱を基本としてまちづくりを進めます。

なお、本条例は「守り育てる条例」とし、5年ごとに条例の見直しが必要か市民の皆さんからご意見をいただくため、パブリックコメント等を実施しています。

第6次芦別市総合計画に掲げる目指すまちの将来像

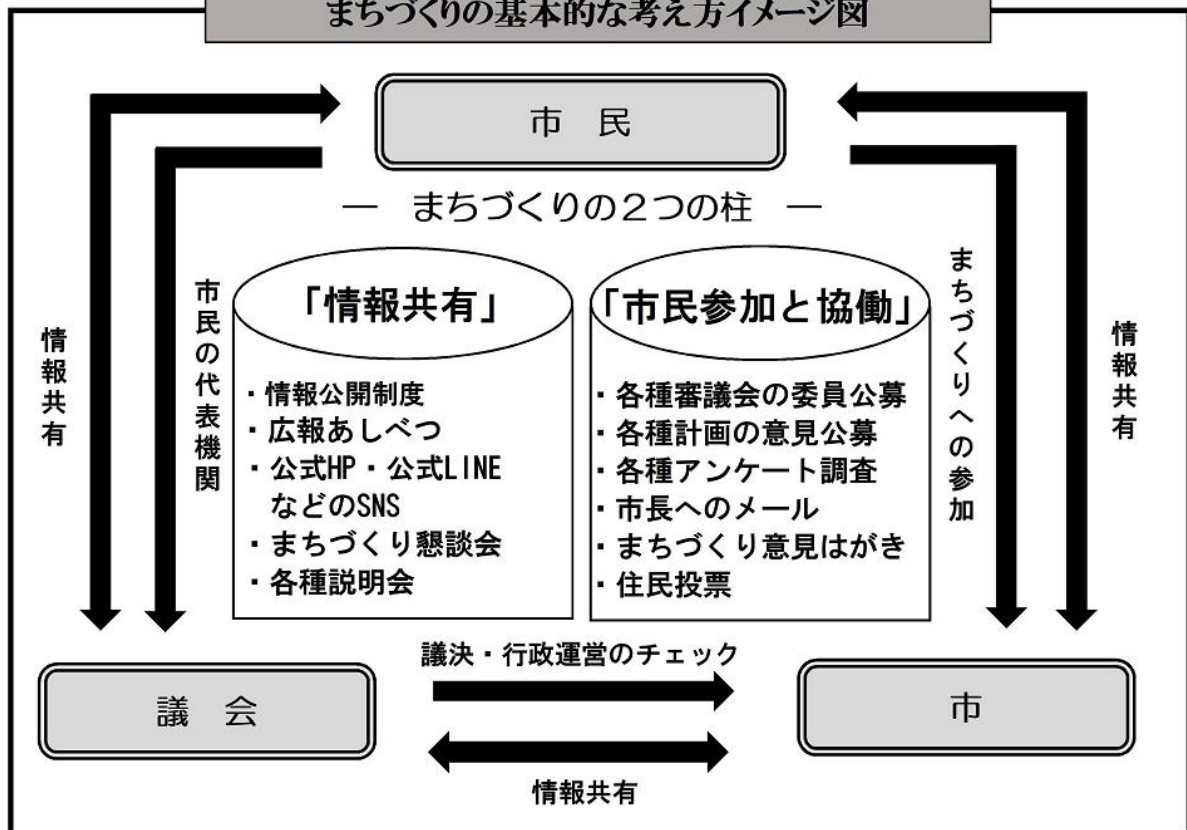
みんなで築く 豊かで住みよい 人と文化の輝くまち

— 実現に向けた5つの基本目標 —

- ① 市民とともに歩む協働のまち
- ② 豊かな自然と共生する安全・安心なまち
- ③ 地域の資源や特性を活かした産業が伸展するまち
- ④ ひとに優しい、ふれあいと温もりのあるまち
- ⑤ 地域とともに、学ぶよろこびを実感できるまち



まちづくりの基本的な考え方イメージ図



【参考】

■各種審議会等における公募委員の状況

【令和5年4月1日現在】

	審議会等の名称	委員の委嘱期間	公募委員 の定数	公 募 委員数
1	子ども・子育て会議	令和4年7月～令和6年6月	2人	0人
2	行政不服審査会	令和4年7月～令和6年7月	1人	1人
3	学校給食センター運営委員会	委嘱の日～令和6年5月	2人	0人
4	いじめ問題対策連絡協議会	令和4年8月～令和6年7月	2人	0人
5	障がい者計画等推進協議会	令和4年8月～令和6年7月	2人	1人
6	情報公開・個人情報保護審査会	令和4年11月～令和6年11月	1人	1人
7	公務災害補償等認定委員会	令和4年11月～令和7年10月	2人	2人
8	行政改革推進委員会	令和4年11月～令和6年10月	4人	2人
9	まちづくり推進事業委員会	令和5年4月～令和7年3月	2人	2人
10	環境審議会	令和3年11月～令和5年10月	6人	4人
11	都市計画審議会	令和3年8月～令和5年7月	2人	0人
12	国民健康保険運営協議会	令和3年1月～令和6年12月	1人	1人
13	図書館協議会	令和4年6月～令和6年5月	2人	2人
14	文化財保護審議会	令和4年5月～令和6年4月	1人	1人
15	社会教育委員会	令和4年6月～令和6年5月	1人	1人
16	食育推進会議	令和3年8月～令和5年7月	2人	2人
17	廃棄物減量等推進会議	令和4年6月～令和6年5月	2人	0人

■各計画等における意見公募の状況

年 度	計画等の名称	意見募集期間	意見提出件数	素案修正
平成 30年度	芦別市まちづくり基本条例見直し	平成30年5月	0件	—
	芦別市住生活基本計画・公営住宅等長寿命化計画（素案）	平成31年1月から2月	0件	—
令和 元年度	第6次芦別市総合計画（第2次素案）	令和元年9月	2件	有
	第2次芦別市環境基本計画（素案）	令和元年12月	15件	有
	第3期芦別市障がい者計画（素案）	令和2年1月	0件	—
	第2期芦別市子ども・子育て支援事業計画（素案）	令和2年1月	0件	—
	第3次芦別市生涯学習推進計画（素案）	令和2年2月	0件	—
	第2次芦別市男女共同参画推進計画（素案）	令和2年2月	0件	—
	第2期芦別市まち・ひと・しごと創生総合戦略（素案）	令和2年2月	1件	有
2年度	芦別市空家等対策計画（素案）	令和2年1月から3月	0件	—
	第6期芦別市障がい福祉計画（素案）	令和3年1月	0件	—
3年度	第8期芦別市高齢者保健福祉計画・芦別市介護保険事業計画（素案）	令和3年1月	0件	—
	芦別市過疎地域持続的発展市町村計画（素案）	令和3年7月から8月	0件	—
4年度	芦別市地域公共交通計画（案）	令和4年11月から12月	2件	有
	芦別市立地適正化計画（案）	令和4年12月から令和5年1月	0件	—
	芦別市都市計画マスタープラン（案）	令和4年12月から令和5年1月	0件	—
	第2次芦別市子どもの読書活動推進計画（素案）	令和5年1月から2月	0件	—

■各年度の委員公募、意見公募の予定は広報あしべつ5月号で周知しています。

☆新型コロナウイルス感染症対応☆

5月8日から新型コロナウイルス感染症は法律上の位置づけが「2類」から季節性インフルエンザ同様の「5類」に移行されました

★5類感染症への移行に伴うポイント★

●症状があるとき・感染したとき

→ かかりつけ医、または健康相談センターに相談してください
発熱等の症状があるときは

【2類】 5月7日までは

健康相談センター	→
陽性者登録センター(無料キット申込)	→

【5類】 5月8日からは

継続 ☎0120-501-507 24時間
終了

→ 療養中の相談先が変わります
体調悪化時の相談先は

陽性者健康サポートセンター	→
参考 療養期間7日間(推奨) ※症状軽快後24時間経過	→

健康相談センター(相談窓口一元化)
参考 療養期間5日間(推奨) ※症状軽快後24時間経過

→ 検査や医療費は自己負担が生じます
検査・医療費は

無料 ※初診料除く	→
-----------	---

自己負担有り

●基本的な感染対策は

→ 個人や事業者の判断が基本となります

○手洗い等の手指衛生
○十分な換気
○三密回避
○人との距離確保

・引き続き、手洗い等の手指衛生や換気は感染対策に有効
・流行期において高齢者等は混雑した場所を避けること等が有効

事業者	・入場時の検温 ・入口での消毒液の設置 ・アクリル板など パーティションの設置
-----	--------------------------------------------------

・効果等を踏まえ事業者が判断

●抗原検査は

→ 症状がある場合は医療機関を受診してください

→ 症状がない場合は

一の薬局で抗原検査(無料) ※北海道の事業	→
--------------------------	---

無料の抗原検査は終了 有料の抗原検査を実施 一の薬局 ※電話予約が必要

●新型コロナウイルスに関するお問い合わせは

芦別市役所 市民福祉部 健康推進課 保健予防係 ☎0124-27-7831

12歳以上の新型コロナワクチン接種のお知らせ



令和5年 春開始接種の接種日程等

無料

初回（1・2回目）接種を完了した方で、前回接種した日から3か月以上経過すれば、新型コロナワクチンを接種できます。

期 間： **5月8日（月）～ 8月31日（木）**

対象者：**初回接種（1・2回目）を完了した次の方**↓

- ・ **65歳以上の方（接種日現在）**
- ・ **医療従事者、介護・障害者施設等従事者（接種日現在）**
- ・ **64歳以下で基礎疾患等を有する方※（接種日現在）**

※ 今回は事前の基礎疾患の調査は行いません。

- ◆ オミクロン株対応ワクチンをすでに1回接種した方には、新しい予診票（接種券）を年齢の高い順に5月末頃までに順次発送いたします。
- ◆ オミクロン株対応ワクチン接種を受けておらず、3回目から5回目の**予診票（接種券）**をまだお持ちの方は、**その券を使用してください。**
- ◆ 原則、**前回接種した会場もしくは医療機関で接種してください。**



■ 集団接種（芦別市総合福祉センター別館2階ふれあいホール）

日 程	受付時間	使用ワクチン	予約締切	
5月	5月20日（土）	オミクロン株対応 2価ワクチン （モデルナ社製）	5/18（木）17:00	
	5月21日（日）		5/18（木）17:00	
6月	6月 4日（日）		8:45～11:45	6/ 1（木）17:00
	6月10日（土）		13:00～16:45 （15分毎の予約です）	6/ 8（木）17:00
	6月11日（日）			6/ 8（木）17:00
	6月17日（土）		6/15（木）17:00	
	6月24日（土）		6/22（木）17:00	
	6月25日（日）		6/22（木）17:00	

※現在のところ、集団接種は上記日程で終了し、6月26日以降は個別接種のみとなる予定です。
※予約が埋まっても、キャンセル発生により予約可能となる場合があります。

■ 個別接種 直接医療機関へご予約ください。

使用ワクチン：ファイザー社製またはモデルナ社製のオミクロン株対応2価ワクチン

医療機関	予約方法	電話番号
野口病院	来院(窓口)予約のみ、お薬手帳持参	(0124) 22-2032
橋本内科医院	来院(窓口)・電話での予約	(0124) 22-3291
勤医協芦別平和診療所	来院(窓口)・電話での予約	(0124) 22-2685

■ 接種日時を指定している方（昭和33年3月31日以前生まれの方）

集団接種会場または野口病院のご案内の方でオミクロン株対応ワクチンを接種している昭和33年3月31日以前に生まれた方は、あらかじめ日時を指定しているため予約不要です。詳細は送付された案内文をご覧ください。

令和5年 秋開始接種の接種日程等

無料

9月以降【令和5年秋開始接種】は、令和5年春開始接種を受けた方も含め、**初回接種（1・2回目）を完了したすべての方が接種対象**になります。使用するワクチンは未定です。

芦別130周年・市制施行70周年記念実施予定事業

資料 7

番号	事業名	日時・場所	事業概要	備考
1	記念式典	令和5年10月29日（日） 午後1時30分 市民会館大ホール	功労者・善行者表彰 標語の表彰 市民団体によるアトラクション	表彰対象者は市政功労または善行者表彰と国及び道の上位表彰双方を受賞したもの
2	記念講演会	令和5年10月29日（日） 市民会館大ホール	周年記念講演会	講師 本市出身の「手嶋龍一」氏
3	NHKのど自慢	令和5年5月28日（日） 午前11時50分 市民会館大ホール	NHK公開番組	放送は12時15分～
4	夏季巡回ラジオ体操・みんなの体操会	令和5年7月25日（火） 午前6時00分 なまこ山総合運動公園	NHKラジオ生放送	
5	記念標語の募集・表彰	表彰については記念式典で行う	今後、テーマを決めて市内小中学校に募集する	
6	タイムカプセルの発掘・資料公開	・開封セレモニー 令和5年8月11日（金） 百年記念館 ・特別展 令和5年10月4日（水）～11月2日（木） 百年記念館多目的ホール	50年前に埋設されたタイムカプセルの発掘（発掘の様子については安全面を考慮し非公開）収納品は記念館で特別展として公開	収納品の一部は式典当日の会場にも展示する
7	新たなタイムカプセルの設置	保存セレモニー 令和5年9月2日（土） 百年記念館多目的ホール	市内小中学生等から未来への手紙や絵画等を募集し、20年間保存する	新たなタイムカプセルは百年記念館で保存
8	「あしべつスター☆マラニック」の開催	令和5年9月3日（日） 午前10時スタート 芦別温泉スターライトホテル➡黄金方面（カナディアンワールド内等） ➡焼肉ガーデン	「あしべつスター☆マラニック」の開催（ショート、ミドル、ロングコースを用意）	
9	「あしべつの歩み」動画の作成	記念式典で上映	芦別の歴史についての動画作成（8分程度）	
10	応援大使関係事業	未定	未定	
11	北海道警察音楽隊演奏会事業	令和5年9月9日（土） 午後1時30分 市民会館大ホール	秋の交通安全運動決起集会に合わせて開催	開始時間については予定
12	「おもちぼんの原画展」開催事業	10月から1か月程度 図書館	芦別出身の絵本作家「矢代麻里子」氏の原画展の開催	開催時期は予定

※ 上記事業については未定の部分があるため、詳細が決まり次第随時「広報あしべつ」及び「市公式ホームページ」、「市公式LINE」でお知らせいたします。

中学校の統合について

教育委員会では、児童生徒数が減少していることを踏まえ、次代を担う児童生徒の健全育成に向けて、より良い教育環境を確保することを目的として「芦別市立小中学校の配置基準」の見直しを行い、小学校については当面、現在の2校体制を維持することとし、中学校については現在の2校から1校に統合することを決定しました。

中学校の統合時期については、令和3年度に、啓成中学校区、芦別中学校区ごとに開催した保護者や地域の皆さんとの説明会を経て、令和6年4月1日としました。

また、令和4年5月16日に、中学校の統合を円滑に進めるとともに、統合による教育環境の整備と教育の充実を図るため、各小中学校のPTA会長及び校長、各中学校区の学校運営協議会委員、青少年育成連絡協議会委員で構成された「芦別市立中学校統合準備委員会」を設置し、以降、令和5年2月21日まで5回にわたって、統合準備委員会を開催し、学校名、使用する校舎、めざす生徒像、部活動等について議論を重ね、決定をしたところです。

令和5年度については、統合準備委員会で決定した内容を踏まえ具体的な取組の実践に向け、中学校間で協議をするとともに、両小学校間・両中学校間の児童・生徒による交流を深める取組を実施するほか、教育委員会においては、小中学校と連携を図りながら、円滑な統合に向けて取組を進めていきます。

なお、中学校の統合に当たっての取組内容等の詳細については、今後、広報あしべつ、ホームページ等でお知らせする予定です。

【統合準備委員会で決定された主な内容】

- 1 学校名について
「芦別中学校」とします。
- 2 校舎について
芦別中学校の校舎を引き続き使用します。
- 3 校章・校歌について
芦別中学校の校章・校歌を引き続き使用します。
- 4 制服等について
統合時の令和6年度入学生から新しいものに変更します。
なお、制服の選定に当たっては、芦別小学校と上芦別小学校の当時の4年生・5年生の児童とその保護者からの投票を参考として、決定しました。
- 5 部活動について
啓成中学校、芦別中学校の両校に設置されている部活動（バレー・バスケット等）は、統合後も移行します。
- 6 統合後の中学校通学のためのスクールバスの運行路線は、既存の常磐線、新城線、野花南線、西芦別線の4路線に加え、新たに（仮称）上芦別東線、（仮称）上芦別西線の6路線とします。
- 7 めざす生徒像
本市の未来を担う中学生を育てていくための新たな指針として、市民アンケートを行い、新しい中学校としての「めざす生徒像」を選定しました（※裏面に記載のとおり）。

星の降る里あしべつの未来を創る中学生

これまで、啓成中学校と芦別中学校がそれぞれに培ってきた伝統や歴史、特性を融合し、新しい中学校として「星の降る里あしべつの未来を創る中学生」を育てていくこととなります。

星の降る里あしべつの未来を創る中学生として、「自分の夢や目標を語れる生徒」とするため、9つのめざす生徒像を定め、新しい中学校として日々の教育活動に取り組んでいきます。

「自分の夢や目標を語れる生徒に」9つのめざす生徒像

明朗な挨拶 明朗な挨拶を交わす生徒	愛と誇り 芦別を愛し、芦別に誇りを持つ生徒	責任と自覚 地域社会の一員であることを自覚する生徒
自ら学ぶ 自ら学ぶ生徒	努力 目標に向かって努力する生徒	やりぬく ねばり強く最後までやりぬく生徒
自他を尊重 多様性・個性を尊重でき、仲間を大切にできる生徒	品格 礼儀正しく、協調性と思いやり溢れる生徒	心身たくましく 強くたくましい心と体をめざし、粘り強く取り組む生徒

【中学校統合に関する問い合わせ先】

芦別市教育委員会事務局学務課総務係

TEL 27-7586

FAX 22-9696

E-mail gsoumu@city.ashibetsu.hokkaido.jp

外来診療時間割表（令和５年度）

受付時間	午前 8時から11時30分まで	午後 12時から各診療科の欄に記載の時間まで
診療時間	午前 8時30分から	午後 各診療科の備考欄を確認してください。
注 意	「-」は検査や手術などのため休診です。また、上記の時間については、診療科、曜日などによって異なる場合がありますので、各診療科の備考欄も確認してください。	

診療科		月	火	水	木	金	備 考
内 科	午前	① 羽根田	-	羽根田	-	-	新患・予約外の方は、待ち時間が長くなる場合があります。
		②					
		③ -	得能	得能	得能	得能	
		④ 森谷	-	-	森谷	森谷	
循環器科	午後	① -	中村	-	中村	-	受付：12時から16時まで 診療：13時から
		②	羽根田		羽根田		
		ペースメーカー専門外来		第2金曜日の午前中のみ（予約のみ）			
外 科	午前		出張医師 (星川医師)				受付：15時まで 午前診療：9時頃から 午後診療：13時30分
	午後						
				診療日：隔週火曜日			
整形外科 (月曜日)	午後 のみ	出張医師 (砂川市立)					受付：12時から14時30分まで 診療：13時30分から
整形外科 (水曜日)	午前 午後			出張医師 (斎藤医師)			午前診療：9時30分頃から 午前受付：11時（新患は午前のみで10時30分）まで 午後受付：13時30分まで
整形外科 (金曜日)	午前 のみ					出張医師 (滝川市立)	診療：9時30分頃から 受付：10時まで
泌尿器科	午前	新堀	新堀	新堀	新堀	新堀	月、火、水、金曜日の午前 受付：11時まで 木曜日の受付：10時まで 月、金曜日の午後診療：14時30分から 午後受付：15時30分
	午後	新堀	-	-	-	新堀	
耳鼻咽喉科	午後 のみ	出張医師 (砂川市立)					受付：15時まで（午前中も受付しています。） 診療：13時30分から
眼 科	午前		出張医師 (札幌メモリアル眼科)				診療：9時30分から 受付：15時まで（初診は14時30分まで。また、金曜日の辻陽子医師の受付は11時30分
	午後					出張医師 (札幌メモリアル眼科)	
皮膚科	午前 午後		出張医師 (小玉医師)				受付：15時まで 午前診療：9時頃から 午後診療：13時30分
産婦人科	午前 午後	出張医師 (北海道大学)					受付：15時まで 診療：9時30分頃から 妊婦検診：午前中のみ

※天候によるJRの運休や交通障害のため、出張医師による診療の開始が遅れたり、休診になる場合もありますので、ご承知おき願います。

【問い合わせ先】市立芦別病院 電話番号 0124-22-2701（代表）